

河内長野市立千代田中学校 P T A 規約

第一章 総則

第1条 (名称、事務所)

本会は河内長野市立千代田中学校 P T A と称し、事務所を千代田中学校内におく。

第2条 (目的)

本会は保護者と教職員が密接な連携をとり互いに協力して家庭・学校・社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 (基本方針)

本会は前条の目的を達成するために、次の基本方針に従い活動する。

1. 教育を本旨とする民主団体として活動する。
2. 営利事業や特定の政党や宗教に偏ることなく、もっぱら生徒の福祉増進のために活動する。
3. 生徒の福祉増進のために活動する他の団体や機関と協力する。
4. 本会会員の資質向上を図る。
5. 学校の管理運営を尊重し、その妨げとなることは行わない。

第二章 会員

第4条 (資格)

本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者（または保護者に代わる者）と学校に勤務する教職員のうち、入会申込書 兼 入会確認書（以下申込書）の提出をもって入会の意思を示した者とする。

会員の資格は、申込書の提出後、会員の子の卒業および転出時まで自動的に継続する。会員の子の卒業および転出によって、自動退会となる。

また、入会後退会の意思を示した者についてはこれを妨げない。退会届の提出をもって退会とする。

会員は規定の会費を納めなければならない。

第5条 (権利・義務)

会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第6条 (個人情報)

本会の活動に必要な会員の個人情報は、『河内長野市立千代田中学校 P T A 個人情報取扱規則』に則り申込書に記入された内容のみを取り扱うこととする。個人情報の取り扱いについては、本会の活動に関する場合のみとし、情報の保管については厳正に取り扱うこととする。なお、申込書の記入内容に変更が生じた場合はすみやかに届け出ることとする。

第三章 役員

第7条 (人数)

本会には次の役員をおく。

会長	1名
副会長	3名
書記	2名
会計	2名

書記・会計の事務扱いとして教職員各1名がその補佐にあたる。

事務取扱者は本件に関する委託契約を会長と交わし、これにあたるものとする。契約は1年度ごととし、事務取扱者および会長どちらかの申し出があった場合を除き自動更新とする。

第8条 (選出)

役員は、指名委員会が推薦し総会の承認を得て選出する。

第9条 (任期)

役員の任期は、選出された総会から翌年の総会までとする。但し再任は妨げない。補充に選出された役員の任期は前任者の残余期間とする。

第10条 (任務)

役員の任務は次の通りとする。

会長	会を代表し会務を掌る。
副会長	会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
書記	総会並びに役員会・各委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項の記録を掌る。
会計	会計事務を掌る。

第四章 会計監査委員

第11条 (人数)

本会に会計監査委員2名をおく。

第12条 (選出)

会計監査委員は、指名委員会の推薦により総会で選出する。

第13条 (任務)

会計監査委員は、当該年度の会計監査をおこない総会に報告する。

会計監査委員は、役員会及び全ての委員会に出席することができる。

次の場合臨時に会計監査をおこない、その結果を報告しなければならない。

1. 臨時総会、役員会、運営委員会からの要求。
2. 会員の1/20以上の要求。
3. その他必要と認めるとき。

第14条 (任期)

会計監査委員の任期は、選出された総会から翌年の総会までとする。但し再任を妨げない。

補充に選出された会計監査委員の任期は前任者の残余期間とする。

第五章 役員・会計監査委員の補充

第15条（役員）

役員に欠員が生じたときは、役員会が推薦し運営委員会の承認を得て選出する。

第16条（会計監査委員）

会計監査委員に欠員が生じたときは、運営委員会が選出する。

第六章 役員・会計監査委員候補者

指名委員会

第17条（構成）

運営委員会が指名委員会を兼ねる。

第18条（任務）

指名委員会は、役員・会計監査委員候補者を選出し本人の承諾を得て総会に報告する

第七章 総会

第19条（構成）

総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第20条（議決成立）

総会は、全会員の1/3（委任状を含む）をもって成立し、議事は出席者（委任状を含む）の過半数で決定する。

第21条（定期総会）

定期総会は、年1回年度初頭に開催し次の事項を審議する。

1. 予算・事業計画の審議、決算・事業報告の承認。
2. 会計監査委員の監査報告。
3. 役員・会計監査委員の選出。
4. 規約の改正。
5. その他の重要事項。

第22条（臨時総会）

臨時総会は次の場合開催する。

1. 役員会または運営委員会が必要と認めたとき。
2. 会員の1/10以上の要求があったとき。

第八章 役員会

第23条（構成と任務）

役員会は、役員と学校長・教頭で構成する。

役員会は、本会運営の責任機関である。

役員会は、各委員会を統括する。

第24条（召集）

役員会は、会長が召集する。

第九章 運営委員会

第25条（構成と任務）

運営委員会は、役員、会計監査委員、各常任委員会の委員長・副委員長及び学校長、教頭、PTA担当教職員をもって構成し、本会の事業の企画運営にあたる。

運営委員会は、総会につぐ議決機関である。

第26条（召集と議決）

運営委員会は、会長が召集し、委員の1/2以上の出席者で成立し出席者の過半数をもって決定する。

第十章 運営委員会及び臨時委員会

第27条（委員会）

この会の活動に必要な地区委員会及び常任委員会をおく。
各委員会の構成・任務は細則で定める。

第28条（臨時委員会）

特別な事由が生じたときに、役員会の議を得て臨時委員会をおくことができる。

第十一章 経理

第29条（会計）

本会に必要な経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第30条（会費）

会費は年額2500円とする。年度途中での入退会があった場合も、月割での精算は行わないものとする。

第31条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第十二章 細則

第32条（制定）

本会の運営に関して必要な細則は、この規約に抵触しない限り運営委員会において定める。

第33条（慶弔）

慶弔に関する規定は、運営委員会で定める。

第34条（制定・改廃）

運営委員会において細則を制定しまたは改廃した場合は、次回の総会に報告しなければならない。

第十三章 改正

第35条 (改正)

この規約は、運営委員会の議を経て総会において出席者（委任状を含む）の過半数の賛成によって改正することができる。

付則 この規約は、昭和50年4月21日より施行する。

改正 昭和62年4月30日
平成 4年5月 7日
平成11年5月13日
平成12年4月28日
平成13年5月 9日
平成15年4月 1日
平成20年4月 1日
平成31年4月 1日